

西宮市成人健康教育事業実施要綱

(目的)

第1条 生活習慣病の発症予防と重症化予防、介護を要する状態になることの予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、生涯を通じた健康の保持増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は西宮市とする。

(対象)

第3条 対象者は、原則西宮市民とし、市内在勤在学者も状況に応じて対象とする。

(実施場所)

第4条 各保健福祉センター、公民館等で実施する。

(内容)

第5条 市民の健康づくりに対する意識を高め、具体的な行動変容に結びつけるため、下記のとおり対象者に実施する。

- (1) 新・にしのみや健康づくり21（第2次）に基づいた健康講座として、全市民を対象にポピュレーションアプローチ事業を展開する。
- (2) 育児などで自身の健康を考える機会の少ない人に、関心のある内容を組み合わせた事業の展開を行い、自身や家族の健康に目をむける機会を提供する。
- (3) 喫煙者や生活習慣病予備群などハイリスクアプローチ事業を展開する。
- (4) 健康教育の効果を評価するために、参加者へのアンケート調査等を行い、実施方法や内容が適切であったかどうか検討する。

(従事者)

第6条 各事業の実施展開に応じて、医師・歯科医師・保健師・栄養士・歯科衛生士等が従事する。

(関係機関との連携)

第7条 この事業の実施にあたっては、関係機関等と十分に連携し、事業の円滑な推進を図るものとする。

(費用の徴収)

第8条 講座の実施にあたっては、必要に応じて参加者から費用を徴収する。

(規定外事項)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定める。

(付則)

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

(付則)

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

(付則)

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(付則)

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(付則)

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(付則)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(付則)

この要綱は、令和4年11月1日から実施する。